

平成 23 年 1 月 4 日
関東東北産業保安監督部東北支部

にかほ市ガス水道局に対するガス事業法第 46 条第 1 項に基づく報告の徴収について
(報告書受理)

関東東北産業保安監督部東北支部は、にかほ市ガス水道局から選任したガス主任技術者のガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る不適切な事例に対する原因及び改善対策について、ガス事業法第 46 条第 1 項の規定に基づく報告を受理しましたのでお知らせします。

1. 関東東北産業保安監督部東北支部（以下、「当支部」という。）は、平成 22 年 10 月 13 日及び 14 日にガス事業法第 47 条第 1 項に基づく立入検査を、にかほ市ガス水道局（以下、「同市」という。）に対し実施したところ、同市が選任したガス主任技術者がガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を行っていない事例が認められ、一般ガス事業の保安確保において重大な支障を来すものであると判断したため、同市に平成 22 年 11 月 2 日付けで、ガス事業法第 46 条第 1 項（報告の徴収）に基づき、その原因及び改善対策について報告を求めた。（当支部HPにて公表済み）
2. これに対し、平成 22 年 11 月 26 日付け企事収第 392 号をもって同市から報告書の提出があり、受理した。

(本発表資料のお問い合わせ先)

関東東北産業保安監督部東北支部保安課

担当者：保安課長 戸嶋、課長補佐 高橋

電話：022-221-4956（直通）